

(写)

龍ヶ崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和7年3月21日

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

龍ヶ崎市条例第5号

龍ヶ崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
龍ヶ崎市職員の給与に関する条例（昭和32年龍ヶ崎市条例第134号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（初任給、昇格、昇給等の基準） 第6条 } 4 } 省 略 5 前項の規定により職員（次項に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、<u>前項</u>に規定する期間の全てを良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として市規則で定める基準に従い決定するものとする。 6 } 9 } 省 略 （扶養手当） 第11条 省 略 2 前項の扶養親族とは、次に掲げるもので他に生計の途がなく主とし	（初任給、昇格、昇給等の基準） 第6条 } 4 } 省 略 5 前項の規定により職員（次項に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、<u>同項</u>に規定する期間の全てを良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの及び同表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして市規則で定める職員にあっては、3号給）とすることを標準として市規則で定める基準に従い決定するものとする。 6 } 9 } 省 略 （扶養手当） 第11条 省 略 2 前項の扶養親族とは、次に掲げるもので他に生計の途がなく主とし

てその職員の扶養を受けているものをいう。

- (1) }
(2) } 省 略
(3) }
(4) }
(5) }

3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、市規則で定める。

第12条 削除

てその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

- (2) }
(3) } 省 略
(4) }
(5) }
(6) }

3 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第12条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合
(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合に

おいてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第 1 号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で前項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、前項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第 1 号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第 1 項第 1 号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第 1 項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 職員の扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(住居手当)

第12条の 2 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 省 略

(住居手当)

第12条の 2 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 省 略

- (2) 第12条の9第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）が居住するための住宅（市が設置する公舎その他市規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものの権衡上必要があると認められるものとして市規則で定めるもの

2 省 略

3 省 略

（通勤手当）

第12条の3 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤（職員が勤務のため、当該職員の住所と在勤庁との間を往復することをいう。以下本条において同じ。）のため交通機関又は有料道路（以下この項から第3項までにおいて「交通機関等」という。）を利用して、その運賃又は料金（以下この項及び次項において「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離（職員の住居から在勤庁までに至る経路のうち一般に利用し得る最短の経路の長さによるものとする。以下本項において同じ。）が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2) 省 略

(3) 省 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃

- (2) 第12条の9第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（市が設置する公舎その他市規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものの権衡上必要があると認められるものとして市規則で定めるもの

2 省 略

3 省 略

（通勤手当）

第12条の3 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤（職員が勤務のため、当該職員の住所と在勤庁との間を往復することをいう。以下本条において同じ。）のため交通機関又は有料道路（以下この項及び次項において「交通機関等」という。）を利用して、その運賃又は料金（以下この項及び次項において「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離（職員の住居から在勤庁までに至る経路のうち一般に利用し得る最短の経路の長さによるものとする。以下本項において同じ。）が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2) 省 略

(3) 省 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃

等の額に相当する額（次項において「運賃等相当額」という。）

- (2) 省 略
- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して市規則で定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額

3 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）及び前項第2号に定める額の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、同項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

4 } 省 略
5
6

等の額に相当する額（以下この号において「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第3号において「1ヶ月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1ヶ月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

- (2) 省 略
- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して市規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1ヶ月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

3 } 省 略
4
5

7 省 略

(単身赴任手当)

第12条の9 省 略

2 省 略

3 新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の市規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して市規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 省 略

(管理職員特別勤務手当)

第18条の2 管理監督職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として市規則で定める職員（以下この条において「特定

6 省 略

(単身赴任手当)

第12条の9 省 略

2 省 略

3 次に掲げる者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の市規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して市規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(任用の事情等を考慮して市規則で定める職員に限る。)その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

(1) 国又は他の地方公共団体の一般職に属する職員

(2) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第55条に規定する一般地方独立行政法人、地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に規定する公庫等その他その業務が市の事務又は事業と密接な関連を有する法人のうち市規則で定めるものに使用される者（役員及び非常勤の者を除く。）

4 省 略

(管理職員特別勤務手当)

第18条の2 管理監督職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として市規則で定める職員（以下この条において「特定

管理職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、特定管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 省 略

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、5,000円を超えない範囲内において市規則で定める額(同項の勤務に従事する時間等を考慮して市規則で定める勤務にあっては、当該勤務の区分に応じ、それぞれの額に市規則で定める割合を乗じて得た額)

4 省 略

(特定の職員についての適用除外)

第19条 省 略

2 第6条第2項から第9項まで及び第11条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

(期末手当)

第20条 省 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6ヶ月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

管理職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、特定管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 省 略

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、5,000円を超えない範囲内において市規則で定める額

4 省 略

(特定の職員についての適用除外)

第19条 省 略

2 第6条第2項から第9項まで及び第11条から第12条の2までの規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

(期末手当)

第20条 省 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6ヶ月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) }
> } 省 略
(4) }

3 定年前三任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。

4 }
> } 省 略
6 }

(勤勉手当)

第21条 省 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前三任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前三任用短時間勤務職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額

3 }
> } 省 略
5 }

(管理職手当等の支払方法)

(1) }
> } 省 略
(4) }

3 定年前三任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」とする。

4 }
> } 省 略
6 }

(勤勉手当)

第21条 省 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前三任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前三任用短時間勤務職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25を乗じて得た額の総額

3 }
> } 省 略
5 }

(管理職手当等の支払方法)

第22条 管理職手当、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し、必要な事項は、市規則で定める。

別表第2（第5条関係）

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	省 略		265,300	298,800	321,300	355,200	408,300
	2			266,300	300,300	323,100	356,900	410,200
	3			267,300	301,800	324,900	358,500	412,100
	4			268,300	303,200	326,600	360,100	413,900
	5			269,300	304,600	328,300	361,700	415,700
	6			270,300	305,700	330,000	363,500	417,500
	7			271,300	306,700	331,700	365,000	419,300
	8			272,300	307,900	333,400	366,600	421,100
	9			273,300	309,100	335,000	368,000	422,700
	10			274,300	310,700	336,700	369,600	424,200
	11			275,300	312,300	338,400	371,200	425,700
	12			276,400	313,900	340,000	372,700	427,200
	13			277,400	315,400	341,500	374,600	428,700
	14			278,700	317,000	343,100	376,500	430,000
	15			280,000	318,600	344,700	378,400	431,300
	16			281,200	320,200	346,200	380,200	432,500
	17			282,500	321,700	347,600	381,700	433,700

第22条 管理職手当、扶養手当、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し、必要な事項は、市規則で定める。

別表第2（第5条関係）

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	省 略		261,300	287,300	309,800	335,000	373,400
	2			262,300	288,900	311,500	336,900	376,000
	3			263,300	290,400	313,200	338,700	378,300
	4			264,300	291,900	314,700	340,500	380,500
	5			265,300	293,400	316,100	342,200	382,400
	6			266,300	294,900	317,400	343,900	384,700
	7			267,300	296,300	318,700	345,500	386,800
	8			268,300	297,600	320,000	347,200	388,800
	9			269,300	298,800	321,300	348,800	390,800
	10			270,300	300,300	323,100	350,500	393,100
	11			271,300	301,800	324,900	352,100	395,300
	12			272,300	303,200	326,600	353,700	397,500
	13			273,300	304,600	328,300	355,200	399,700
	14			274,300	305,700	330,000	356,900	402,000
	15			275,300	306,700	331,700	358,500	404,200
	16			276,400	307,900	333,400	360,100	406,500
	17			277,400	309,100	335,000	361,700	408,300

18	<u>283,800</u>	<u>323,400</u>	<u>349,300</u>	<u>383,500</u>	<u>435,000</u>
19	<u>285,000</u>	<u>325,000</u>	<u>350,900</u>	<u>385,200</u>	<u>436,300</u>
20	<u>286,200</u>	<u>326,600</u>	<u>352,500</u>	<u>386,800</u>	<u>437,500</u>
21	<u>287,300</u>	<u>328,000</u>	<u>353,700</u>	<u>388,500</u>	<u>438,700</u>
22	<u>288,500</u>	<u>329,700</u>	<u>355,200</u>	<u>389,900</u>	<u>439,500</u>
23	<u>289,800</u>	<u>331,400</u>	<u>356,700</u>	<u>391,300</u>	<u>440,300</u>
24	<u>291,100</u>	<u>333,000</u>	<u>358,200</u>	<u>392,700</u>	<u>441,100</u>
25	<u>292,400</u>	<u>334,200</u>	<u>359,900</u>	<u>394,100</u>	<u>441,700</u>
26	<u>293,400</u>	<u>336,100</u>	<u>361,700</u>	<u>395,300</u>	<u>442,300</u>
27	<u>294,400</u>	<u>337,800</u>	<u>363,400</u>	<u>396,500</u>	<u>442,900</u>
28	<u>295,500</u>	<u>339,400</u>	<u>365,100</u>	<u>397,500</u>	<u>443,500</u>
29	<u>296,600</u>	<u>340,900</u>	<u>366,500</u>	<u>398,600</u>	<u>444,200</u>
30	<u>297,800</u>	<u>342,500</u>	<u>367,800</u>	<u>399,800</u>	<u>445,000</u>
31	<u>298,900</u>	<u>344,100</u>	<u>369,000</u>	<u>400,900</u>	<u>445,400</u>
32	<u>300,100</u>	<u>345,700</u>	<u>370,400</u>	<u>402,000</u>	<u>446,100</u>
33	<u>301,300</u>	<u>347,400</u>	<u>371,500</u>	<u>402,700</u>	<u>446,600</u>
34	<u>302,600</u>	<u>349,200</u>	<u>372,400</u>	<u>403,400</u>	<u>447,000</u>
35	<u>303,900</u>	<u>351,000</u>	<u>373,400</u>	<u>404,100</u>	<u>447,400</u>
36	<u>305,200</u>	<u>352,800</u>	<u>374,500</u>	<u>404,800</u>	<u>447,800</u>
37	<u>306,500</u>	<u>354,300</u>	<u>375,300</u>	<u>405,400</u>	<u>448,200</u>
38	<u>307,800</u>	<u>355,700</u>	<u>376,200</u>	<u>406,000</u>	<u>448,600</u>
39	<u>309,100</u>	<u>357,100</u>	<u>377,100</u>	<u>406,500</u>	<u>449,000</u>
40	<u>310,400</u>	<u>358,500</u>	<u>377,900</u>	<u>406,900</u>	<u>449,300</u>
41	<u>311,700</u>	<u>360,000</u>	<u>378,700</u>	<u>407,300</u>	<u>449,600</u>
42	<u>313,000</u>	<u>360,800</u>	<u>379,500</u>	<u>407,500</u>	<u>450,000</u>

18	<u>278,700</u>	<u>310,700</u>	<u>336,700</u>	<u>363,500</u>	<u>410,200</u>
19	<u>280,000</u>	<u>312,300</u>	<u>338,400</u>	<u>365,000</u>	<u>412,100</u>
20	<u>281,200</u>	<u>313,900</u>	<u>340,000</u>	<u>366,600</u>	<u>413,900</u>
21	<u>282,500</u>	<u>315,400</u>	<u>341,500</u>	<u>368,000</u>	<u>415,700</u>
22	<u>283,800</u>	<u>317,000</u>	<u>343,100</u>	<u>369,600</u>	<u>417,500</u>
23	<u>285,000</u>	<u>318,600</u>	<u>344,700</u>	<u>371,200</u>	<u>419,300</u>
24	<u>286,200</u>	<u>320,200</u>	<u>346,200</u>	<u>372,700</u>	<u>421,100</u>
25	<u>287,300</u>	<u>321,700</u>	<u>347,600</u>	<u>374,600</u>	<u>422,700</u>
26	<u>288,500</u>	<u>323,400</u>	<u>349,300</u>	<u>376,500</u>	<u>424,200</u>
27	<u>289,800</u>	<u>325,000</u>	<u>350,900</u>	<u>378,400</u>	<u>425,700</u>
28	<u>291,100</u>	<u>326,600</u>	<u>352,500</u>	<u>380,200</u>	<u>427,200</u>
29	<u>292,400</u>	<u>328,000</u>	<u>353,700</u>	<u>381,700</u>	<u>428,700</u>
30	<u>293,400</u>	<u>329,700</u>	<u>355,200</u>	<u>383,500</u>	<u>430,000</u>
31	<u>294,400</u>	<u>331,400</u>	<u>356,700</u>	<u>385,200</u>	<u>431,300</u>
32	<u>295,500</u>	<u>333,000</u>	<u>358,200</u>	<u>386,800</u>	<u>432,500</u>
33	<u>296,600</u>	<u>334,200</u>	<u>359,900</u>	<u>388,500</u>	<u>433,700</u>
34	<u>297,800</u>	<u>336,100</u>	<u>361,700</u>	<u>389,900</u>	<u>435,000</u>
35	<u>298,900</u>	<u>337,800</u>	<u>363,400</u>	<u>391,300</u>	<u>436,300</u>
36	<u>300,100</u>	<u>339,400</u>	<u>365,100</u>	<u>392,700</u>	<u>437,500</u>
37	<u>301,300</u>	<u>340,900</u>	<u>366,500</u>	<u>394,100</u>	<u>438,700</u>
38	<u>302,600</u>	<u>342,500</u>	<u>367,800</u>	<u>395,300</u>	<u>439,500</u>
39	<u>303,900</u>	<u>344,100</u>	<u>369,000</u>	<u>396,500</u>	<u>440,300</u>
40	<u>305,200</u>	<u>345,700</u>	<u>370,400</u>	<u>397,500</u>	<u>441,100</u>
41	<u>306,500</u>	<u>347,400</u>	<u>371,500</u>	<u>398,600</u>	<u>441,700</u>
42	<u>307,800</u>	<u>349,200</u>	<u>372,400</u>	<u>399,800</u>	<u>442,300</u>

43	<u>314,300</u>	<u>361,800</u>	<u>380,300</u>	<u>407,800</u>	<u>450,300</u>
44	<u>315,400</u>	<u>362,800</u>	<u>381,000</u>	<u>408,100</u>	<u>450,600</u>
45	<u>316,300</u>	<u>363,700</u>	<u>381,700</u>	<u>408,400</u>	<u>450,900</u>
46	<u>317,600</u>	<u>364,800</u>	<u>382,400</u>	<u>408,700</u>	
47	<u>318,900</u>	<u>365,700</u>	<u>383,100</u>	<u>409,000</u>	
48	<u>320,200</u>	<u>366,700</u>	<u>383,800</u>	<u>409,300</u>	
49	<u>321,400</u>	<u>367,600</u>	<u>384,300</u>	<u>409,500</u>	
50	<u>322,700</u>	<u>368,300</u>	<u>384,900</u>	<u>409,800</u>	
51	<u>323,900</u>	<u>369,000</u>	<u>385,500</u>	<u>410,100</u>	
52	<u>325,100</u>	<u>369,600</u>	<u>386,200</u>	<u>410,400</u>	
53	<u>326,400</u>	<u>370,000</u>	<u>386,600</u>	<u>410,600</u>	
54	<u>327,500</u>	<u>370,600</u>	<u>387,200</u>	<u>410,900</u>	
55	<u>328,600</u>	<u>371,300</u>	<u>387,800</u>	<u>411,200</u>	
56	<u>329,700</u>	<u>372,000</u>	<u>388,300</u>	<u>411,500</u>	
57	<u>330,400</u>	<u>372,300</u>	<u>388,700</u>	<u>411,700</u>	
58	<u>331,300</u>	<u>373,000</u>	<u>389,300</u>	<u>412,000</u>	
59	<u>332,000</u>	<u>373,700</u>	<u>389,900</u>	<u>412,300</u>	
60	<u>332,800</u>	<u>374,300</u>	<u>390,400</u>	<u>412,500</u>	
61	<u>333,600</u>	<u>374,600</u>	<u>390,800</u>	<u>412,700</u>	
62	<u>334,000</u>	<u>375,100</u>	<u>391,300</u>	<u>413,000</u>	
63	<u>334,600</u>	<u>375,700</u>	<u>391,800</u>	<u>413,300</u>	
64	<u>335,300</u>	<u>376,300</u>	<u>392,400</u>	<u>413,500</u>	
65	<u>336,100</u>	<u>376,600</u>	<u>392,700</u>	<u>413,700</u>	
66	<u>336,800</u>	<u>377,200</u>	<u>393,100</u>	<u>414,000</u>	
67	<u>337,500</u>	<u>377,900</u>	<u>393,500</u>	<u>414,300</u>	

43	<u>309,100</u>	<u>351,000</u>	<u>373,400</u>	<u>400,900</u>	<u>442,900</u>
44	<u>310,400</u>	<u>352,800</u>	<u>374,500</u>	<u>402,000</u>	<u>443,500</u>
45	<u>311,700</u>	<u>354,300</u>	<u>375,300</u>	<u>402,700</u>	<u>444,200</u>
46	<u>313,000</u>	<u>355,700</u>	<u>376,200</u>	<u>403,400</u>	<u>445,000</u>
47	<u>314,300</u>	<u>357,100</u>	<u>377,100</u>	<u>404,100</u>	<u>445,400</u>
48	<u>315,400</u>	<u>358,500</u>	<u>377,900</u>	<u>404,800</u>	<u>446,100</u>
49	<u>316,300</u>	<u>360,000</u>	<u>378,700</u>	<u>405,400</u>	<u>446,600</u>
50	<u>317,600</u>	<u>360,800</u>	<u>379,500</u>	<u>406,000</u>	<u>447,000</u>
51	<u>318,900</u>	<u>361,800</u>	<u>380,300</u>	<u>406,500</u>	<u>447,400</u>
52	<u>320,200</u>	<u>362,800</u>	<u>381,000</u>	<u>406,900</u>	<u>447,800</u>
53	<u>321,400</u>	<u>363,700</u>	<u>381,700</u>	<u>407,300</u>	<u>448,200</u>
54	<u>322,700</u>	<u>364,800</u>	<u>382,400</u>	<u>407,500</u>	<u>448,600</u>
55	<u>323,900</u>	<u>365,700</u>	<u>383,100</u>	<u>407,800</u>	<u>449,000</u>
56	<u>325,100</u>	<u>366,700</u>	<u>383,800</u>	<u>408,100</u>	<u>449,300</u>
57	<u>326,400</u>	<u>367,600</u>	<u>384,300</u>	<u>408,400</u>	<u>449,600</u>
58	<u>327,500</u>	<u>368,300</u>	<u>384,900</u>	<u>408,700</u>	<u>450,000</u>
59	<u>328,600</u>	<u>369,000</u>	<u>385,500</u>	<u>409,000</u>	<u>450,300</u>
60	<u>329,700</u>	<u>369,600</u>	<u>386,200</u>	<u>409,300</u>	<u>450,600</u>
61	<u>330,400</u>	<u>370,000</u>	<u>386,600</u>	<u>409,500</u>	<u>450,900</u>
62	<u>331,300</u>	<u>370,600</u>	<u>387,200</u>	<u>409,800</u>	
63	<u>332,000</u>	<u>371,300</u>	<u>387,800</u>	<u>410,100</u>	
64	<u>332,800</u>	<u>372,000</u>	<u>388,300</u>	<u>410,400</u>	
65	<u>333,600</u>	<u>372,300</u>	<u>388,700</u>	<u>410,600</u>	
66	<u>334,000</u>	<u>373,000</u>	<u>389,300</u>	<u>410,900</u>	
67	<u>334,600</u>	<u>373,700</u>	<u>389,900</u>	<u>411,200</u>	

68	<u>338,100</u>	<u>378,500</u>	<u>393,900</u>	<u>414,500</u>	
69	<u>338,600</u>	<u>378,900</u>	<u>394,200</u>	<u>414,700</u>	
70	<u>339,200</u>	<u>379,400</u>	<u>394,500</u>	<u>415,000</u>	
71	<u>339,700</u>	<u>380,000</u>	<u>394,800</u>	<u>415,300</u>	
72	<u>340,300</u>	<u>380,500</u>	<u>395,000</u>	<u>415,500</u>	
73	<u>340,600</u>	<u>381,000</u>	<u>395,200</u>	<u>415,700</u>	
74	<u>341,100</u>	<u>381,600</u>	<u>395,500</u>		
75	<u>341,500</u>	<u>382,100</u>	<u>395,800</u>		
76	<u>341,900</u>	<u>382,400</u>	<u>396,000</u>		
77	<u>342,300</u>	<u>382,800</u>	<u>396,200</u>		
78	<u>342,800</u>	<u>383,300</u>	<u>396,500</u>		
79	<u>343,300</u>	<u>383,700</u>	<u>396,800</u>		
80	<u>343,800</u>	<u>384,100</u>	<u>397,000</u>		
81	<u>344,100</u>	<u>384,500</u>	<u>397,200</u>		
82	<u>344,500</u>	<u>385,000</u>	<u>397,500</u>		
83	<u>344,900</u>	<u>385,400</u>	<u>397,800</u>		
84	<u>345,300</u>	<u>385,800</u>	<u>398,000</u>		
85	<u>345,600</u>	<u>386,100</u>	<u>398,200</u>		
86	<u>346,000</u>				
87	<u>346,400</u>				
88	<u>346,800</u>				
89	<u>347,000</u>				
90	<u>347,400</u>				
91	<u>347,800</u>				
92	<u>348,200</u>				

68	<u>335,300</u>	<u>374,300</u>	<u>390,400</u>	<u>411,500</u>	
69	<u>336,100</u>	<u>374,600</u>	<u>390,800</u>	<u>411,700</u>	
70	<u>336,800</u>	<u>375,100</u>	<u>391,300</u>	<u>412,000</u>	
71	<u>337,500</u>	<u>375,700</u>	<u>391,800</u>	<u>412,300</u>	
72	<u>338,100</u>	<u>376,300</u>	<u>392,400</u>	<u>412,500</u>	
73	<u>338,600</u>	<u>376,600</u>	<u>392,700</u>	<u>412,700</u>	
74	<u>339,200</u>	<u>377,200</u>	<u>393,100</u>	<u>413,000</u>	
75	<u>339,700</u>	<u>377,900</u>	<u>393,500</u>	<u>413,300</u>	
76	<u>340,300</u>	<u>378,500</u>	<u>393,900</u>	<u>413,500</u>	
77	<u>340,600</u>	<u>378,900</u>	<u>394,200</u>	<u>413,700</u>	
78	<u>341,100</u>	<u>379,400</u>	<u>394,500</u>	<u>414,000</u>	
79	<u>341,500</u>	<u>380,000</u>	<u>394,800</u>	<u>414,300</u>	
80	<u>341,900</u>	<u>380,500</u>	<u>395,000</u>	<u>414,500</u>	
81	<u>342,300</u>	<u>381,000</u>	<u>395,200</u>	<u>414,700</u>	
82	<u>342,800</u>	<u>381,600</u>	<u>395,500</u>	<u>415,000</u>	
83	<u>343,300</u>	<u>382,100</u>	<u>395,800</u>	<u>415,300</u>	
84	<u>343,800</u>	<u>382,400</u>	<u>396,000</u>	<u>415,500</u>	
85	<u>344,100</u>	<u>382,800</u>	<u>396,200</u>	<u>415,700</u>	
86	<u>344,500</u>	<u>383,300</u>	<u>396,500</u>		
87	<u>344,900</u>	<u>383,700</u>	<u>396,800</u>		
88	<u>345,300</u>	<u>384,100</u>	<u>397,000</u>		
89	<u>345,600</u>	<u>384,500</u>	<u>397,200</u>		
90	<u>346,000</u>	<u>385,000</u>	<u>397,500</u>		
91	<u>346,400</u>	<u>385,400</u>	<u>397,800</u>		
92	<u>346,800</u>	<u>385,800</u>	<u>398,000</u>		

93		348,400				
94		348,800				
95		349,200				
96		349,500				
97		349,800				
98		350,200				
99		350,600				
100		351,000				
101		351,500				
102		351,900				
103		352,300				
104		352,700				
105		353,200				
106		353,600				
107		353,900				
108		354,200				
109		354,700				
110						
111						
112						
113						
	省	略				
	省	略				

93		347,000	386,100	398,200		
94		347,400	386,100			
95		347,800	386,100			
96		348,200	386,100			
97		348,400	386,100			
98		348,800	386,100			
99		349,200	386,100			
100		349,500	386,100			
101		349,800	386,100			
102		350,200				
103		350,600				
104		351,000				
105		351,500				
106		351,900				
107		352,300				
108		352,700				
109		353,200				
110		353,600				
111		353,900				
112		354,200				
113		354,700				
	省	略				
	省	略				

備考	省	略	備考	省	略
----	---	---	----	---	---

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
(号給の切替え)
- 2 令和 7 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において龍ヶ崎市職員の給与に関する条例別表第 2 の給料表の適用を受けていた職員であつて同日においてその者が属していた職務の級が付則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。
(切替日前の異動者の号給の調整)
- 3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(令和 8 年 3 月 3 1 日までの間における扶養手当に関する経過措置)
- 4 切替日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間におけるこの条例の規定による改正後の龍ヶ崎市職員の給与に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）第 1 1 条の規定の適用については、同条第 2 項中「(5) 重度心身障がい者」とあるのは「
(5) 重度心身障がい者
(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
」
と、同条第 3 項中「1 3, 0 0 0 円」とあるのは「1 1, 5 0 0 円」と、「とする」とあるのは「、前項第 6 号に該当する扶養親族については 3, 0 0 0 円とする」とする。
(単身赴任手当に関する経過措置)
- 5 改正後の条例第 1 2 条の 9 第 3 項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。
(その他の経過措置の規則への委任)
- 6 付則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市規則で定める。
(地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)
- 7 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和 4 年龍ヶ崎市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
付 則 （龍ケ崎市職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置） 第3条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）に対する第3条の規定による改正後の龍ケ崎市職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項の規定の適用については、同項第1号中「任期を定めて任用される職員」とあるのは、「任期を定めて任用される職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員を除く。））」とする。 （龍ケ崎市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置） 第5条 } 省 略 6 } 7 龍ケ崎市職員の給与に関する条例第6条第2項、第4項、第5項及び第7項から第9項まで並びに第11条並びに新給与条例第6条第3項及び第6項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 8 省 略	付 則 （龍ケ崎市職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置） 第3条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）に対する第3条の規定による改正後の龍ケ崎市職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項の規定の適用については、同項第1号中「任期を定めて任用される職員」とあるのは、「任期を定めて任用される職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員を除く。））」とする。 （龍ケ崎市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置） 第5条 } 省 略 6 } 7 龍ケ崎市職員の給与に関する条例第6条第2項、第4項、第5項及び第7項から第9項まで並びに第11条から第12条の2まで並びに新給与条例第6条第3項及び第6項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 8 省 略

付則別表 号給の切替表（付則第2項関係）

行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級				
	3級	4級	5級	6級	7級

1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1
11	7	3	3	1	1
12	8	4	4	1	1
13	9	5	5	1	1
14	10	6	6	2	1
15	11	7	7	3	1
16	12	8	8	4	1
17	13	9	9	5	1
18	14	10	10	6	2
19	15	11	11	7	3
20	16	12	12	8	4
21	17	13	13	9	5
22	18	14	14	10	6
23	19	15	15	11	7
24	20	16	16	12	8
25	21	17	17	13	9
26	22	18	18	14	10
27	23	19	19	15	11
28	24	20	20	16	12
29	25	21	21	17	13
30	26	22	22	18	14

31	27	23	23	19	15
32	28	24	24	20	16
33	29	25	25	21	17
34	30	26	26	22	18
35	31	27	27	23	19
36	32	28	28	24	20
37	33	29	29	25	21
38	34	30	30	26	22
39	35	31	31	27	23
40	36	32	32	28	24
41	37	33	33	29	25
42	38	34	34	30	26
43	39	35	35	31	27
44	40	36	36	32	28
45	41	37	37	33	29
46	42	38	38	34	30
47	43	39	39	35	31
48	44	40	40	36	32
49	45	41	41	37	33
50	46	42	42	38	34
51	47	43	43	39	35
52	48	44	44	40	36
53	49	45	45	41	37
54	50	46	46	42	38
55	51	47	47	43	39
56	52	48	48	44	40
57	53	49	49	45	41
58	54	50	50	46	42
59	55	51	51	47	43
60	56	52	52	48	44

61	57	53	53	49	45
62	58	54	54	50	
63	59	55	55	51	
64	60	56	56	52	
65	61	57	57	53	
66	62	58	58	54	
67	63	59	59	55	
68	64	60	60	56	
69	65	61	61	57	
70	66	62	62	58	
71	67	63	63	59	
72	68	64	64	60	
73	69	65	65	61	
74	70	66	66	62	
75	71	67	67	63	
76	72	68	68	64	
77	73	69	69	65	
78	74	70	70	66	
79	75	71	71	67	
80	76	72	72	68	
81	77	73	73	69	
82	78	74	74	70	
83	79	75	75	71	
84	80	76	76	72	
85	81	77	77	73	
86	82	78	78		
87	83	79	79		
88	84	80	80		
89	85	81	81		
90	86	82	82		

91	87	83	83		
92	88	84	84		
93	89	85	85		
94	90	85			
95	91	85			
96	92	85			
97	93	85			
98	94	85			
99	95	85			
100	96	85			
101	97	85			
102	98				
103	99				
104	100				
105	101				
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				